

## 大和市水洗便所改造資金助成条例逐条解説

## ( 目的 )

第 1 条 この条例は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）第 11 条の 3 第 5 項の規定に基づき、既設の便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、その改造資金を助成し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## 【趣旨】

本条は、処理区域内の各家屋から排出される汚水の公共下水道への接続を促進し、公共用水域の水質保全に資することによって「公衆衛生の向上を図る」ことを明らかにしたものである。

## 【解説】

公共下水道への接続は、既設の便所を水洗便所へ改造する等の排水設備工事が必要となる。本条では、本条例がこの改造に係る資金の助成について定めるものであることを示している。

## ( 助成の対象 )

第 2 条 市長は、法第 2 条第 8 号に規定する処理区域において、下水の処理を開始した日から 3 年以内に、当該処理区域内の建築物の所有者又は使用者が、当該建築物の既設の便所を水洗便所に改造する工事で規則で定めるもの（以下「対象工事」という。）を行う場合には、当該所有者又は使用者に対して次に掲げる改造資金の助成を行う。ただし、法第 11 条の 3 第 3 項ただし書の規定により水洗便所の改造期間の猶予を受けている場合その他市長が相当の理由があると認めた場合には、当該 3 年を経過した場合であっても当該助成を行うことができる。

( 1 ) 水洗便所改造貸付金

( 2 ) 水洗便所改造補助金

2 前項の場合において、使用者が対象工事を行う場合には、所有者の同意を得なければならない。

## 【趣旨】

本条は、水洗便所改造資金を助成する対象を規定するものである。

## 【解説】

## &lt;第 1 項関係&gt;

処理区域について、公示された下水を処理すべき日から 3 年以内に、便所を、汚水管が公共下水道に直接連結された水洗便所に改造する工事を行う場合、水洗便所改造貸付金及び水洗便所改造補

助金の助成を行う。

ただし、次の理由により水洗便所の改造期間の猶予を受けている場合、その他市長が相当の理由があると認めた場合は、この3年を経過しても助成を行うことができる。

当該建築物が近く除却され、又は移転される予定である場合

水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合

くみ取り便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合

助成の対象となる工事は、大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則で定められており、次に掲げるものである。

便所工事

浄化槽処理

汚水排水設備工事及びその付帯工事

改造工事を行い、助成を受けられる者は、当該建築物の所有者又は使用者である。

<第2項関係>

当該建築物の使用者が改造工事を行う場合、その所有者の同意を得なければならない。

( 資格要件 )

第3条 前条第1項第1号の助成を受けることができる者は次の要件を、同項第2号の助成を受けることができる者は第1号の要件を備えていなければならない。

( 1 ) 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

( 2 ) 確実な連帯保証人があること。

【趣旨】

本条は、水洗便所改造資金の助成を受けることができる者の要件を規定するものである。

【解説】

水洗便所改造資貸付金の助成を受けることができる者は、次の要件を備える者である。

市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

確実な連帯保証人があること。

水洗便所改造資補助金の助成を受けることができる者は、次の要件を備える者である。

市税及び受益者負担金を滞納していないこと。

なお、連帯保証人の要件は、大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則で定められており、次の要件を備える者である。

建築物の所有者又は使用者と同一の住所でないこと。

所有者又は使用者と生計を一にしていないことが必要である。

確実な償還能力を有していること。

確実な償還能力とは、破産者名簿、禁治産者、準禁治産者名簿に記載がなく、後見の登記の通知を受けていない者をいう。

市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

( 助成の額等 )

第 4 条 改造資金の助成の額は、建築物 1 棟につき、次のとおりとする。

( 1 ) 水洗便所改造貸付金 対象工事に要する費用として市長が定める額の範囲内で 6 0 0 , 0 0 0 円以下の額

( 2 ) 水洗便所改造補助金 1 0 , 0 0 0 円

2 前項第 1 号の水洗便所改造貸付金は、無利息とする。

3 第 1 項第 2 号の水洗便所改造補助金は、対象となる建築物が建物の区分所有等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 6 9 号）に規定する建物である場合は、専有部分を建築物 1 棟として助成を行う。

【趣旨】

本条は、水洗便所改造資金の助成の額等を規定するものである。

【解説】

<第 1 項関係>

水洗便所改造資金の助成額は、建築物 1 棟につき、水洗便所改造貸付金として対象工事に要する費用として市長が定める額の範囲内で 6 0 0 , 0 0 0 円を限度とした額、水洗便所改造補助金として 1 0 , 0 0 0 円を助成する。

<第 2 項関係>

水洗便所改造貸付金は、無利息の貸付とする。

<第 3 項関係>

一棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他の建物としての用途に供することができるものがある、建物の区分所有等に関する法律に規定する建物は、その専有部分を 1 棟として助成する。

( 助成の申請 )

第 5 条 改造資金の助成を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

【趣旨】

本条は、水洗便所改造資金の助成の申請について規定するものである。

【解説】

水洗便所改造資金の助成を受けようとするものは、大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則に規定する水洗便所改造資金助成申請書に必要書類を添付して、市長に申請しなければならない。

( 交付等 )

第 6 条 市長は、前条の申請があった場合には、大和市下水道条例（平成 6 年大和市条例第 2 2 号）第 6 条の規定により、対象工事に係る排水設備の工事の検査を行う。

2 市長は、前項の検査に合格したと認めるときは、速やかに改造資金の助成の額を決定し、交付するものとする。

【趣旨】

本条は、水洗便所改造資金の助成額の決定及び交付について規定するものである。

【解説】

<第 1 項関係>

水洗便所改造資金の助成の申請があった排水設備工事については、大和市下水道条例第 6 条の規定により、工事を完了したときは対象工事に係る排水設備の検査を行う。この場合、同条後段に規定する検査の省略は、これを適用しない。

<第 2 項関係>

当該排水設備工事の検査に合格したものについて、改造資金の助成の額を決定し、交付する。

( 水洗便所改造貸付金の償還の方法等 )

第 7 条 水洗便所改造貸付金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）は、交付を受けた日の属する月の翌月から 30 か月の均等償還の方法によって、償還しなければならない。ただし、借受人の任意による繰上償還を妨げない。

2 市長は、借受人が当該建築物を取り壊し、又は他人に譲渡したときは、水洗便所改造貸付金の未償還分を繰り上げて償還させることができる。

3 第 1 項に規定する償還の方法は、口座振替によるものとする。

4 借受人が、天災その他特別の理由により第 1 項本文の期間内に償還できないと市長が認めるときは、当該期間を延長し、又は償還金を減免することができる。

【趣旨】

本条は、水洗便所改造貸付金の償還の方法等について規定するものである。

【解説】

<第 1 項関係>

水洗便所改造貸付金の償還は、交付を受けた日の翌月から 30 ヶ月の均等償還とし、償還人の任

意による繰上償還ができるものである。

## &lt;第2項関係&gt;

借受人が、水洗便所改造貸付金の助成を受けた建築物を取り壊し、又は他人に譲渡したときは、水洗便所改造貸付金の未償還分を繰り上げて償還させる場合があることを規定している。

## &lt;第3項関係&gt;

水洗便所改造貸付金の償還は、口座振替により行う。

## &lt;第4項関係&gt;

借受人が、天災その他特別な事情により償還期間内に貸付金の償還ができないと市長が認めるときは、償還期間を延長し、又は償還金を減免することができる。

## ( 遅延利息 )

第8条 市長は、第4条第2項の規定にかかわらず、借受人が定められた支払期日に償還金を支払わないときは、大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）の例により遅延利息を徴収する。

## 【趣旨】

本条は、水洗便所改造貸付金の遅延利息の徴収について規定するものである。

## 【解説】

水洗便所改造貸付金は、第4条の規定により無利息であるが、借受人が定められた支払期日に償還金を支払わない場合、大和市諸収入金に対する督促及び徴収条例の規定により遅延利息を算出し、徴収するものである。

## ( 助成決定の取消等 )

第9条 市長は、改造資金の交付を受けた者が次の各号の1に該当すると認めるときは、助成の決定を取り消し、既に交付した水洗便所改造貸付金を繰り上げて償還させ、又は水洗便所改造補助金を返還させることができる。

( 1 ) 偽りその他不正の方法により助成の決定を受け、又は改造資金の交付を受けたとき。

( 2 ) その他市長が助成を不相当と認めるとき。

## 【趣旨】

本条は、水洗便所改造資金の助成決定の取消等を規定するものである。

## 【解説】

本条は、水洗便所改造資金の交付を受けた者が、偽りその他不正の方法により助成の決定を受け、又は改造資金の交付を受けたとき、その他市長が助成を不相当と認めるときは、助成を取り消すものである。

この場合、既に交付した水洗便所改造貸付金については繰り上げ償還させ、又は水洗便所改造補助金を返還させることができる。

(委任)

第 10 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、この条例の施行に関して必要な事項の委任に関する規定である。

**【解説】**

本条は、この条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることを規定するものである。